

○大府市空家等対策の推進に関する規則

令和元年12月26日大府市規則第28号

改正

令和2年9月25日規則第45号

令和3年3月29日規則第83号

令和5年9月29日規則第41号

大府市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(類似空家等)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用が相当期間なされていないもの
- (2) 長屋及び共同住宅のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、又は当該使用が相当期間なされていない住戸又は区画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準じる状態であると市長が認めるもの

(立入調査)

第3条 法第9条第3項及び条例第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第4項及び条例第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第2号様式）によるものとする。

(勧告)

第4条 法第13条第2項及び第22条第2項並びに条例第15条第2項の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(勧告に係る公表等)

第5条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 勧告に係る特定空家等又は特定類似空家等の所在地及び用途
- (2) 勧告によりとるべきものとされた必要な措置の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条の標識は、勧告に係る標識（第4号様式）によるものとする。

（命令）

第6条 法第22条第3項及び条例第18条第1項の規定による命令は、命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項及び条例第18条第2項の通知書は、命令に係る事前通知書（第6号様式）によるものとする。

3 法第22条第4項及び条例第18条第2項の意見書は、命令に係る事前通知に対する意見書（第7号様式）によるものとする。

4 法第22条第5項及び条例第18条第3項の規定による請求は、聴取請求書（第8号様式）により行うものとする。

5 法第22条第7項及び条例第18条第5項の規定による通知は、聴取通知書（第9号様式）により行うものとする。

（公示）

第7条 法第22条第13項及び条例第18条第7項の標識は、命令に係る標識（第10号様式）によるものとする。

2 法第22条第13項及び条例第18条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 命令に係る特定空家等又は特定類似空家等の所有者等の住所及び氏名（所有者等が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等又は特定類似空家等の所在地及び用途
- (3) 命令によりとるべきものとされた必要な措置の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（行政代執行）

第8条 法第22条第9項及び条例第19条の規定による処分（以下この条において「行政代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によ

る戒告は、戒告書（第11号様式）により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第12号様式）により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（第13号様式）によるものとする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（第14号様式）により行うものとする。

（特定空家等に係る略式代執行）

第9条 法第22条第10項の規定による処分（以下この条において「略式代執行」という。）

のために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 略式代執行に係る費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書により行うものとする。

3 法第22条第10項の規定による公告は、大府市公告式条例（昭和45年大府市条例第2号）第2条第2項の規定の例により行うものとする。

4 前項の規定による公告は、略式代執行の実施に係る公告（第15号様式）により行うものとする。

（特定空家等に係る緊急代執行）

第9条の2 法第22条第11項の規定による処分（以下この条において「緊急代執行」とい

う。）のために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 緊急代執行に係る費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書により行うものとする。

（緊急安全措置）

第10条 条例第20条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第20条第3項の身分を示す証明書は、緊急安全措置実施者証（第17号様式）によるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 83 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日規則第 41 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年大府市条例第 26 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の大府市空家等対策の推進に関する規則の様式による書類は、改正後の大府市空家等対策の推進に関する規則の様式によるものとみなす。

様

大府市長

印

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施するので、同法第 9 条第 3 項又は同条例第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等又は類似空家等  
所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由

3 立入調査の実施予定日 年 月 日

4 立入調査を行う者

（表面）

立入調査員証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行		
大府市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）	
（立入調査等）	
第9条（略）	
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。	
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。	
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）	
（類似空家等の立入調査等）	
第9条（略）	
2 市長は、第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、類似空家等の所有者等に対し、当該類似空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、類似空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。	
3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を類似空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該類似空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。	
4 第2項の規定により類似空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意	
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

第 年 月 日

様

大府市長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等若しくは同法第13条第1項に規定する管理不全空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第5号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、あなたに対して適切な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第13条第2項若しくは同法第22条第2項又は同条例第15条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる空家等又は類似空家等

該 当 管理不全空家等 ・ 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

(注意)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項又は条例第18条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 管理不全空家等又は特定空家等に該当し、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

勧告に係る標識

下記空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第15条第2項の規定に基づき必要な措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、勧告されていますが、現在に至っても当該措置がなされていません。

年 月 日  
大府市長

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途
- 2 措置の内容

第 年 月 日

様

大府市長

印

### 命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第5号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により、同法第22条第3項又は同条例第18条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した提出期限までに意見書の提出がなされませんでした。

ついては、法第22条第3項又は条例第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途  
  
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

#### （注意）

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 特定空家等又は特定類似空家等に該当し、この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき50万円以下の過料に、又は条例第24条第3号の規定に基づき5万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき

又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項又は条例第19条の規定に基づき、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第 年 月 日

様

大府市長

印

命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第5号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、

年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項又は同条例第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第22条第4項又は同条例第18条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同法第22条第5項又は同条例第18条第3項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、大府市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求できる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途  
  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

(注意)

上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

大府市長 あて

提出者

住 所

氏 名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

命令に係る事前通知に対する意見書

私が所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途
- 2 提出者と対象となる空家等又は類似空家等の関係  
所有者 ・ 管理者
- 3 命令の原因となる事実に対する意見
- 4 自己に有利な証拠の提出  
有 ・ 無

（備考）

- 1 空家等又は類似空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 自己に有利な証拠を提出するときは、添付すること。
- 3 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

大府市長 あて

提出者

住 所

氏 名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

聴取請求書

私が所有し、又は管理する下記の空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第3項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途
- 2 提出者と対象となる空家等又は類似空家等の関係  
所有者 ・ 管理者
- 3 命令に係る事前の通知書記載の番号  
年 月 日付け 第 号
- 4 命令に係る事前の通知書の交付を受けた日  
年 月 日

（備考）

- 1 空家等又は類似空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

第 年 月 日

様

大府市長

印

### 聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第3項の規定に基づき、請求のありました意見の聴取について、同法第22条第7項又は同条例第18条第5項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行うことを通知します。

#### 記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取の期日 年 月 日
- 4 意見の聴取の場所

#### （注意）

- 1 意見の聴取には、この通知書をお持ちください。
- 2 意見の聴取の際には、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。
- 3 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合は、代理人は委任状をお持ちください。
- 4 あなた又は代理人は、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、市長に対し、その旨を届け出なければなりません。
- 5 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。

命令に係る標識

下記空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第1項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途  
  
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

第 年 月 日

様

大府市長

印

### 戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記1の空家等又は類似空家等について下記2の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づき、下記1の空家等又は類似空家等について下記2の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条及び第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1 対象となる空家等又は類似空家等

該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積  $m^2$ 、延べ面積  $m^2$

所有者等の住所及び氏名

#### 2 実施する措置の内容

(教示)

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

##### 2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第 年 月 日  
年 月 日

様

大府市長

印

### 代執行令書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記1の空家等又は類似空家等について 年 月 日までに下記2の措置をするよう戒告しましたが、期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づき代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条及び第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

1 対象となる空家等又は類似空家等

該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

2 実施する措置の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第13号様式（第8条、第9条、第9条の2関係）  
（表面）

第 号
執行責任者証
課長 氏名
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
大府市長 印
記
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき期間 年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） （特定空家等に対する措置）
第22条（略） 2～8（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期間内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
12～17（略）
大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋） （特定類似空家等に対する行政代執行）
第19条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 年 月 日

様

大府市長

印

代執行費用納付命令書

○あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項、第10項若しくは第11項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等  
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等  
  
所在地  
  
用 途
- 2 代執行の内容
- 3 代執行を行った経緯及び理由
- 4 納付金額  
金 円
- 5 納付内訳
- 6 納付期限  
年 月 日

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

### 略式代執行の実施に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の特定空家等について、同法第22条第3項の規定により必要な措置をとるよう命じるべき所有者又は管理者の所在等の特定ができないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

大府市長

印

#### 記

1 対象となる特定空家等  
所在地

用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 措置が履行されなかった場合の措置

(1) 対象となる特定空家等の所有者又は管理者が、措置の期限までに、命じようとする措置を履行しなかったときは、市が所有者又は管理者に代わり執行する。

(2) 市が代執行した場合は、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により所有者又は管理者から徴収し、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない。

第 年 月 日  
号

様

大府市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等又は類似空家等について、大府市空家等対策の推進に関する条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この緊急安全措置の実施については、当該措置に係る費用を要した（要しない）ことから、あなたから当該費用を徴収します（しません）。

記

- 1 緊急安全措置を実施した空家等又は類似空家等  
所在地  
  
用 途  
  
所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を実施した時期  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 緊急安全措置に至った事由
- 5 緊急安全措置の責任者

（表面）

		第 号
緊急安全措置実施者証		
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）第20条第1項の規定に基づく措置を行う権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行		
大府市長		印

（裏面）

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）  
（緊急安全措置）

第20条 市長は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家等又は類似空家等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等又は類似空家等の所有者等に請求することができる。

2 市長は、緊急安全措置を行ったときは、その内容を当該空家等又は類似空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等又は類似空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 緊急安全措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。